

運送安全・安心通信

～No. 2～

安全管理を再確認！！

先月の1月15日に軽井沢にて貸切バスの転落事故という痛ましい事故が発生してしまいました。

この事故に伴い、貸切バス会社に特別監査が入り、ずさんな管理体制の法令違反が明るみに出ました。

今後は、法令、監査基準等がより厳しくなると考えられます。

もう一度、管理体制、内部統制、帳票類等の再確認をしていただき「法令順守」を行っていただきたいと思います。

●法令順守で会社を継続！！

どんな業種の経営でも法令順守が大前提で経営が成り立っています。

しかし、経営を継続していくには利益を上げなくてはなりません。

貸切バスの事故、食品廃棄物の横流しということが起きていますが、利益ばかりになってしまうと法令順守が後回しになってしまい、結果、法令違反が発覚してしまい、会社の存続が難しくなります。一度、立ち止まって法令順守の確認を試みませんか。

●監査実施の原因

監査には、通常行われる「定期監査」。重大事故（死亡事故等）があったことの公安委員会からの通知による「監査」。労働基準監督署等からの通報による「監査」が主な原因で実施されます。

しかし、重大事故による監査と労働基準監督署からの通報による監査は事前に防げる可能性がある監査ではないでしょうか。重大事故（死亡事故等）は社内での安全教育を高めていけば防げたかもしれません。労働基準監督署からの通報の監査は、いわゆる「内部告発」的なものです。点呼未実施や労働時間超過等の法令違反がなければ防げるものです。「法令順守」を行っていれば「監査」への不安が少なくなるはずでしょう。

●「点呼」の重要性

行政処分の内容を見ますと「点呼」に係る処分内容が多いことがわかります。「点呼の実施義務違反」「点呼の記録義務違反」「点呼の記録事項義務違反」「点呼の記録記載不備」等の内容があります。

その他、点呼を正確に行っていなかったことによって指摘されたと思われる違反が「健康状態の把握義務違反」「運転者に対する指導監督義務違反」等が挙げられています。点呼を正確に行うには運行管理者が1人では厳しいかもしれません。使用台数により運行管理者の人数は法律で定められていますが、運行管理者が多いにこしたことはありません。社内のステップアップとして運行管理者を増やし、ドライバーと運行管理者の兼任でも問題ありません。運行管理者の資格を取得したドライバーには手当てをつけて、社内の活性化、法令順守にも役立つ方法だと思います。コストは上乗せされますが、「安全・安心」に必要なコストであり、法令順守により社会的信用が増し、必然に利益も上がる可能性が高いのではないのでしょうか。